

第1章

計画に関する基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

奈良県の人口は、平成12(2000)年から減少に転じ、高齢化が進んでいます。65歳以上の人口は、令和2(2020)年時点で41万8千人となり、本県の人口の31.7%を占め、全国平均の28.5%を上回っている状況です。今後もしばらくは、高齢者の人口は増え続けると推計されており、団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年時点では、65歳以上人口は42万となり、県人口の33.3%を占め、そのうち75歳以上の後期高齢者人口は25万6千人で県人口の20.3%を占めると予測されています。

一方で、65歳未満の年少人口(15歳未満)及び生産年齢人口(15~64歳)は、令和2(2020)年時点では90万2千人、その後は令和7(2025)年には84万4千人、令和22(2040)年には64万3千人と予測されており、減少傾向は加速していきます。

そのような中、前期の第7次奈良県保健医療計画では、「すべての県民が、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージにおいて、必要な医療、介護、福祉のサービスが適切に受けられる、持続可能で効率的な医療提供体制の構築を目指す。」の基本理念のもと、新型コロナウイルス感染症への対応を行いつつ、地域のニーズにあった急性期から慢性期までの病院機能の分化・連携や地域包括ケアシステムの構築等の取組を推進してきました。

今後、少子高齢化が更に進展し、社会構造も多様化・複雑化する本県においては、5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神医療)・6事業(救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、新興感染症発生・まん延時における医療)及び在宅医療、外来医療について、それぞれに求められる医療機能を明確にした上で、地域の医療関係者等の協力の下に、医療提供体制を構築するとともに、県民に対して、地域の医療機関ごとの機能分担の現状への理解を促し、病期に適した質の高い医療を受けられる体制を整備することが重要となります。

また、保健医療ニーズの質・量の変化に対応した持続可能で効率的な医療提供体制を維持するためには、病院機能の分化・連携や令和6年度より開始する医師の働き方改革への対応、適正配置と人材育成等の取組を推進していく必要があります。この観点からは、救急医療や高度医療に責任を持って対応する「断らない病院」と、地域包括ケアシステムを支える「面倒見のいい病院」の双方が適切に役割を分担して連携し、介護との連携も図りながら患者を支える本県のこれまでの「地域医療構想」の取組の重要性がますます高まります。

このような状況を踏まえて、県民の皆様に質の高い効率的及び効果的な保健医療を提供できる体制を構築するために「第8次奈良県保健医療計画」を策定します。

第2節 計画の基本理念と目指す姿

基本理念

今後のさらなる少子高齢化社会において、すべての県民が、将来にわたり必要な医療、介護、福祉のサービスが適切に受けられる、質の高い効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を目指します。

目指す姿

1) 必要な保健医療がすべての県民へ行き届く奈良県

少子高齢化に伴い、医療ニーズの質・量が変化している中、県民の生活の質の維持・向上を図るとともに、重症な救急医療や高度医療から退院後の暮らしの場における医療まで、県民が安心して医療を受けられる体制を構築します。

2) 限られた医療資源等を確保し、最大限に活用する奈良県

医療や介護サービスの提供に必要な医療従事者等の人材確保や養成を図るとともに、医療機能の分化・連携を進め、持続可能な効率的で質の高い医療提供体制を整備します。

3) 関連する分野とのつながりを重視し、切れ目なく一連のサービスが受けられる奈良県

すべての県民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な医療、介護、福祉のサービスが適切に受けられるよう、保健医療と関連する分野との整合性を確保し、これらのサービスが切れ目なく行き届く体制を構築します。

第3節 計画の性格

- 本計画は、医療法第30条の4に基づく医療計画の内容を含むものであり、奈良県における医療提供体制の確保を図るための基本的かつ総合的な計画です。
- 本計画は、「第4期奈良県医療費適正化計画」、「奈良県自殺対策計画」、「奈良県高齢者福祉計画・第9期奈良県介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画」、「奈良県障害福祉計画」等の関連する計画と整合を図り策定しています。
- 本計画は、「第2期なら健康長寿基本計画」における医療分野における計画として位置づけます。
- 「第4期奈良県がん対策推進計画」及び「第2期奈良県脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進計画」は、本計画と連携・連動しており、がん及び循

環器病（脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患）の医療提供体制については、それぞれの計画に定めるところによるものとします。

- 令和 5（2023）年 12 月 22 日に「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」が国立社会保障・人口問題研究所から公表されました。奈良県の人口構造については、これまで検討等の基礎としていた「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」と比較して大きく変動がなく、本計画内に示す施策等に弊害が生じないこと等を踏まえ、本計画では、引き続き「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」を使用し、各指標等を作成しています。

第 4 節 計画の期間

計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間としますが、在宅医療、医師の確保及び外来医療その他必要な事項については、3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更するものとします。

